

## 打出保育所の事業移管を希望される法人の方々へ

= 芦屋市立打出保育所在所児保護者からのお願いです =

平成 28 年 2 月に突然発表された平成 31 年 4 月からの芦屋市立打出保育所の民間移管計画は、私たち保護者に大きな衝撃と不安を与えました。“民間移管”というものが子どもたちにどれほど影響するものなのか、短い期間での実施は本当に大丈夫なのか、全く予想がつかなかったからです。しかし、打出保育所保護者や地域の皆さん、議員の方々の働きかけで市は当初予定を撤回し性急な移管を断念、6 月には「移管時期を平成 34 年 4 月に変更する」旨を発表しました。

私たち保護者は何より“子どもたちのために”と、全国で行われている公立保育所の民間移管の問題点を調べ、とにかく子どもたちの負担のない移管とすべく、公募条件を厳しくして意欲の足りない事業者が選定の段階から排除されるように芦屋市と交渉してきましたが、募集要項に十分には反映されませんでした。

**説明会における芦屋市の「民営化しても保育内容が変わるといようなことはない」という発言は、子どもを預ける保護者にとっては保証の生命線です。大切な子どもを預ける以上は安心・安全はもちろんのこと、保護者と離れて頑張る子どもが移管後も変わらず、毎日笑顔で「ほいくしよ、たのしかった！」と言ってくれる環境が維持されることを何よりも望んでいます。**

ここより以下は、保護者アンケートに書かれた一つ一つをまとめ、そうした希望を出すに至った心情を表明するものです。打出保育所の全てを継続していただけることが保護者の要望です。**応募の際にはどうか私たちの思いを誠実に聞き入れ、実行してください。また、公立保育所の質の高い保育を継続して実践することを最低限の義務としてください。**

### 1. きめ細やかな合同・引き継ぎ保育の実施

移管に際して、私たち保護者が最も懸念しているのは、環境の変化に伴う子どもたちへの影響です。通常の 4 月の進級でも、年齢にかかわらず不安定な様子が見られたり、登所しづりが起きたりする子もいます。職員がすべて入れ替わることへの不安は計り知れません。慎重を期した引き継ぎが必要であることは言うまでもなく、新しい保育者とのあいだに信頼関係を構築できるようになるまではとても時間がかかることでしょう。

**環境の変化に伴う子どもたちへの影響を最小限にするために、最低でも移管後の 1 年間は公立の保育を完全に引き継いだ保育を実践する努力をすべきです。**引き継ぎ保育期間については、優先すべきは自分たちの理想や保育論ではなく、「文化の継承」であるということを常に念頭において、公立職員の補助を真摯に受け入れ、保育を行ってください。費用負担の面のみを見て、軽々に引き継ぎを進めるようなことはしないでください。子どもたちのことを第一に考え、最大限の配慮をして下さい。

- 合同・引き継ぎ保育にあたる先生方の不満やとまどいは子どもたちにも伝わります。市と事業者側の保育士が対等な立場で協力し、何より子どもの心情的安定に重きを置いて引き継ぎを行ってください。
- **合同・引き継ぎ保育期間中、子どもたちと公立保育士との心のつながりを無理矢理引き離すようなことはしないでください。**年齢に関係なく時間をかけて子どもたちと向き合い、新しい先生を信頼できるように公別の別なく協力してサポートしてあげてください。
- 合同・引き継ぎ保育に参加した事業者側の職員は、移管後も 1 年間は継続して当該保育所での保育に従事させてください。
- 令和 3 年 4 月から 1 2 月は、施設長及び主任保育士を派遣し、年間保育と日々の保育について学び、公立職員の行う保育を実地に見ながら引き継ぎを行ってください。
- 令和 4 年の 1 月から 3 月について、1 月は週に 3 日・2 月は週に 4 日・3 月は週に 5 日、施設長・主任保育士を打出保育所に派遣し、公立職員と共に保育と業務を行う合同保育を実施してください。
- 令和 3 年 4 月から 1 2 月は、移管後に打出保育所に配置予定の保育士数名をチームとし、ローテーションで派遣し、公立職員の行う日々の保育を実地に見ながら引き継ぎを行ってください。

- 令和4年の1月から3月について、打出保育所に配置予定の保育士一人につき1月は週に3日・2月は週に4日・3月は週に5日の頻度で訪問し公立職員と共に1日を過ごし、子どもたちの顔と名前はもちろん、性格まで把握して、愛着関係を構築するための合同保育を行ってください。同時に保護者との信頼関係を築けるよう努めてください。
- 令和3年6月から12月は、栄養士もしくは調理師・看護師を随時派遣し、現場管理の職員の仕事を実地に見ながら業務の引き継ぎを行ってください。
- 令和4年の1月から2月は定期的に、3月は週に5日、栄養士もしくは調理師及び看護師を定期的に派遣して業務内容を把握してください。保育に実際に参加し、子どもたちとの愛着形成・信頼関係構築に努めてください。
- **令和4年の4月から令和5年の3月の期間は最大で6名（元所長を含む）の公立職員の派遣を受け入れ、保育文化の継承のための引き継ぎ保育を実施してください。**
- 令和4年4月は毎日、5～7月は週に4日、8～10月は週に3日、11月以降は随時、原則として移管前年度に合同保育に参加した公立職員の訪問を受け、移管前と変わらない保育が実践できるよう、協力と助言を受けてください。
- **職員の派遣頻度の調整等については、職員会議などで常に振り返りを行い、三者協議会での検証を経たうえで決定してください。事業者もしくは芦屋市の一方的な決定のみでの廃止や縮小は容認できません。**

## 2.負担となる変化を減らすために

### ①保育所名・クラス名・所歌

公立保育所の民間移管では、「人」という最大の保育への変化を伴います。保育は人です。打出保育所としての文化や考えをどれほど理解しても、実践する「人」が変わればそれは同じ打出保育所ではありません。それでもどうしても民間移管はやむを得ないというのであれば、「人」以外の部分についての変化は最小限とすべきです。**先生が変わっただけで、毎日の生活や自分たちの居場所には何も変化がない、そんな移管を最大限の努力で目指してください。**

- **「打出保育所」という名称及び現在のクラス名（1歳児＝ちゅうりっぷ、2歳児＝れんげ／たんぽぽ、3歳児＝うめ、4歳児＝ふじ、5歳児＝きく）を変えないでください。**
- **クラス名の入った打出保育所の所歌を引き続き使用してください。**
- 変更を計画する場合は、保護者の同意を得たうえで子どもたちにも影響のないようきちんと説明し、急激な変化とならないよう配慮してください。

### ②開所日・開所時間・延長保育

**保護者が安心して働けることができるよう、移管後も芦屋市内の公立保育所と同様の開所日・開所時間としてください。延長保育については現状同様、午後7時までは実施してください。延長保育時間中も職員配置基準を順守してください。人員不足や予算の都合でそれらを縮小するようなことはしないでください。**

さらなる延伸についてはこれを拒否するものではありませんが、そのために職員の労働環境が悪化することのないようにしてください。またどの時間、どの曜日にも、常勤保育士を必ず1名以上配置してください。

### ③実費費用の負担について

現状、芦屋市の公立保育所では、スポーツ保険・帽子・帳面（2～5歳）どうぐ箱（4歳～）に加えて、おむつ処理代（1歳児クラスは1年間徴収・2～5歳児クラスは3か月単位で処理が必要かどうかを更新し徴収）及び4・5歳児クラスのバス遠足費用、主食費及び副食費（3歳児クラスから）が実費徴収となっています。

**移管後も同様の実費徴収としてください。移管後に入所の児童についても、移管前の児童と同様の扱いとしてください。新たな実費徴収を行う場合は、必要性を明確に説明し、保護者の同意を得たうえで実施してください。**

### 3.保育の質の維持

保育の質を担保するために何より重要なのは現場に入る職員の「経験」であると思います。公立の先生たちは研修を受け、現場で学び、経験に裏打ちされた高い技術をもって日々子どもたちの保育を行って来ています。現状の打出保育所は、国の配置基準よりも多い人数の保育士を配置することで人員的に余裕のある保育環境を確保し、ベテラン・中堅・新人までがバランスよく在職することで保護者が安心して子どもたちを任せ、何かあれば相談し、アドバイスをいただくことで、家庭での子育てをも支えていただいています。現状の職員環境に満足している保護者は当然、移管後も同様の人的環境が維持されることを望んでいます。

芦屋市は「保育の質が下がるようなことはない」と再三説明してきました。施設長・主任保育士・担任保育士には、以下の条件を満たした、認可園での十分な保育士経験のある人材を配置してください。費用の面のみを見て職員配置を決めるようなことはしないでください。

- 保育士の配置基準は、芦屋市基準を順守してください。
- 移管前に在籍の子どもたちが卒所したあとも引き続き、職員の配置条件を維持してください。
- 移管後は自治体の実施するキャリアアップ研修などを活用し、保育知識のアップデートとそれを保育の場で実践できる仕組みを整えてください。
- 職員の健康は子どもたちの保育環境にも影響します。年に1回の全職員（非常勤職員を含む）への健康診断及び給食調理に当たる職員（非常勤職員を含む）への月1回の検便を実施してください。身体的健康だけでなく、メンタルヘルスの安定と向上にも努めてください。

#### (1) 施設長

次の条件を満たす施設長を1名配置すること。

- (ア) 保育士免許を有する常勤職員であること
- (イ) 認可を受けた教育・保育施設における勤務年数が15年以上あること
- (ウ) 施設長に準じた経験が5年以上あること
- (エ) 1～5歳児クラスのすべての担当経験が各1年以上あること
- (オ) 当該施設専任であること

#### (2) 主任保育士

施設長を補佐する者として、次の条件を満たす主任保育士を1名配置すること。

- (ア) 保育士免許を有する常勤職員であること
- (イ) 認可を受けた教育・保育施設における勤務年数が15年以上あること
- (ウ) 1～5歳児クラスすべての担当経験が各1年以上あること
- (エ) 当該施設専任であること

#### (3) 保育士

次のとおりそれぞれの保育士を配置すること。

##### (1) クラス担任保育士

芦屋市の職員配置基準（※募集要項を参照）により配置し、且つ次の条件を全て満たす常勤保育士を、各クラスに1名以上配置すること。

- (ア) 保育士免許を有すること
- (イ) 認可を受けた教育・保育施設における勤務年数が5年以上あること
- (ウ) 乳児クラス（1、2歳児）・幼児クラス（3、4、5歳児）それぞれの担当経験が1年以上あること
- (エ) クラス担任に従事した経験が1年以上あること

##### (2) フリー保育士（加配保育士）

(ア) 配置基準上必要な保育士以外に1名以上の常勤保育士を配置すること

(イ)朝夕や土曜の児童数の少ない時間帯においても、1名以上の常勤保育士を配置すること

(ウ)条件についてはクラス担任の(ア)～(エ)に準ずる

(3) 非常勤保育士

(ア)保育士免許を有すること

(イ)認可を受けた教育・保育施設における勤務年数が5年以上あること

**移管前の保育所に勤務する非常勤保育士・調理員をできる限り継続採用すること**（勤続の意思を確認し、給与を含めた勤続のための条件を尊重すること）。

## 4.日常の保育について

### ①保育の方向性

現状、打出保育所の子どもたちは毎日の朝の運動や体操、おやつ後の外遊びでのドッチボールや集団遊びなど、日々体を動かしてよく遊び、のびのびと過ごしています。お庭で遊ぶだけでなく、季節を感じる近隣へのお散歩も頻繁に行います。室内では、一日の流れの中においても自由に遊べる時間を確保し、たくさんのおもちゃで主体的に遊んでいます。夏には厳しい暑さの中でもプールを楽しみにし、最初は水に入ることにすら泣いてばかりだった子が、すすんで水に顔をつけられるようになる、そんな成長を親も先生も楽しみにしています。

**たくさん身体を動かして遊ぶ現状の保育スタイルを変えないでください。毎日お勉強の時間がある・目標設定の高すぎる体育指導・極端な小学校の先取り教育などは不要です。**

- 豊富な外遊び（例：フラフープや竹馬の指導、なわとび、どろんこ遊び、おにごっこやだるまさんがころんだ等の大人数で遊ぶ遊び）を行い、身体を動かす機会を積極的にもってください。
- 朝の運動（ランニング、体操など）を続けてください。
- 日常のお散歩の機会をもってください。季節の移り変わりを感じることは子どもたちには貴重な経験です。また忙しい保護者に替わって生活圏での交通ルールを実地に学ばせていただけることも助かっています。
- 運動会できっちり勝ち負けをつける・最初は難しいことも段階的にできるようになる等、達成感ややすさを感じる機会を提供してあげてください。
- 子どもの挑戦する意欲を育てる仕組みを維持してください。
  - （例：「名人花制度」 … 竹馬や折り紙などで決められた目標をクリアすると手作りのメダルがもらえる制度→『たけうま名人』『おりがみ名人』）
- 漫然と児童にテレビやDVD、タブレット等で動画を見せ続けるなど、子どもへの関わり・声かけの少ない放任的な保育を行わないでください。
- 保育所にはたくさんの種類豊富なおもちゃが用意されていて、子どもたちはそれらを自由に使うことができます。大きな作品ができるとすぐに片づけずにしばらく置いておき、そこから遊びが発展したりもします。移管前から使用の豊富なおもちゃで想像力豊かに遊べる今の環境を維持してあげてください。
- 夏季は全クラス、現状同様のプールあそび・水あそびを実施してください。

### ②生活指導

打出保育所では1歳から段階的に日常生活の自立をサポートして下さっています。特に個人差の大きい排泄・食事については、個々のできることを見極めながら決して焦らず指導し、家庭での進め方・かかわり方についても一緒に考え、サポートしていただいています。また保育所で集団生活する上での細かなルールも、なぜ必要かを説明し、繰り返し根気強く教えることで自然とできるようになっています。

発達段階に合わない目標設定だけが優先する生活指導ではなく、**子どもの成長をゆっくり見守る風土を引き継いでください。できないことをただ怒るのではなく、なぜできないか・どうすればできるようになるか、一緒に考える、子どもに寄り添う保育を行ってください。**

- 一日の保育は、運動・遊び・設定保育・給食・午睡・おやつ・自由保育、と大きな流れの中での各年齢に合わせた細やかなスケジュール管理で行われています。移管後もその環境を変えないでください。
- お友達とのトラブルの際、年齢に応じた対応を行ってください。

- 決められたルールを守ること（時間を守る、保育所に余計なものを持ってこない等）を教えてください。
- 発達段階に合わせてできることを自分でするように促してください。（朝と帰りの準備・お布団の片付け・食事のあと片付け等）
- 5歳児にお手伝いの習慣を身につけさせてください。（活動の際の他クラスのお手伝い・配布物を折る・菜園のお世話・遊び後の砂場や乳児クラスのお庭の片付け等）
- 朝と夕の当番先生への挨拶の習慣を継続してください。
- 強いからだづくり（うがい、手洗いの指導・あまり厚着をさせすぎない等）を現在の方針を参考に行ってください。
- 自ら挨拶をする・靴を揃える・遊んだら後片付けをする・ハンカチの使用等、卒所後の生活も見据えた生活習慣が身に付けられる指導を行ってください。
- トイレトレーニングは年齢での区切りではなく、発達段階に合わせて現状を踏まえた実施としてください。
- 読み聞かせを行う・図書の貸し出し・豊富な絵本や図鑑等、日常的に絵本に接する機会を設けてください。
- 虫や花や植物など、自然と触れ合う取り組みを行ってください。
- 季節の歌や遊びを日々の活動に取り入れてください。

### ③縦割り保育の実施

打出保育所ではまだ実施期間の浅い取り組みではありますが、3～5歳児の縦割り保育を行っており、保護者にも好評を得ています。普段は別々のクラスの子たちが、一緒に遊んだり製作をしたり給食を食べたり、運動会では縦割りグループで競技に挑戦もしています。また4、5歳クラスの子どもたちは1、2歳クラスの子どもたちのお世話をしたりお手伝いをしたり、一緒に遊んだりすることで、妹や弟がいなくても待ったりゆずったりする優しい気持ちが育まれています。日々の保育の中で年齢の異なる子ども同士が交流することで、人間関係の築き方や、集団社会でのルール・役割分担をゆっくりと身につけることができるメリットについてはよく知られていることと思います。**目には見えない心の成長を促す今の取り組みを、移管後も引き続き実施してください。**

### 5.行事の継続

打出保育所では秋の運動会、冬的生活発表会と、年に2回の大きな行事があり、保護者にとっては子どもの成長を実感できるよい機会となっています。子どもたちも上のクラスの子の姿を見て、自分たちも大きくなったらあんなことができるようになるんだと毎年楽しみにし、練習を重ね、日々の生活でのチャレンジ精神を引き出す格好のイベントです。それ以外にもバス遠足やゴルフ場への遠足、近隣公園等での所外保育、たなばたまつりやクリスマスのお楽しみ会、毎月の誕生日紹介など、子どもたちが楽しみにしている行事が多くあります。**現在の打出保育所が実施し、子どもたちが楽しみしている行事は、変わらずに続けていってください。**

以下の行事を廃止する、または内容を変更する計画のある場合には、子どもたちに負担とならないよう計画を練り、事前に保護者に説明を行うとともに関係者協議により同意を得てください。

- **基本行事（入所式、修了式、運動会、生活発表会、七夕まつり、クリスマス会）については、移管後も継続して行ってください。**
- 運動会においては毎年、きく組（年長児）竹馬・ふじ組（年中児）はフラフープに取り組みます。移管後も同様の演目を入れてください。
- **毎月の誕生日会（全クラス合同）や各クラスでの誕生日紹介の実施を継続してください。**
- **所外保育、バス遠足、ゴルフ場遠足については、移管後も同様の頻度で行ってください。**

### 6.保育士とのコミュニケーション

忙しい保育士の先生たちですが、子どもたちの成長や頑張り、変化やトラブルについても、連絡帳やホワイトボード、口頭で等、時間を割いていろいろと報告していただきます。怪我やケンカがあっても、そういった報告やフォローをきちんとしてもらえると保護者は安心して働くことができます。

特に移管後は、子どもに普段とは違う姿が見られることも多々あるでしょう。そういった変化やストレスに気

づき、適切なフォローをするためにも、日々保育の振り返りを行っていただき原因を探り、保護者と共に問題解決に向けて協力していただきたいと思えます。

**手間だけを見て保護者とのコミュニケーションを省略するようなことはしないでください。怪我やトラブルの報告はきちんと行ってください。保育中の事故については、経過や事後の対策も含めた丁寧な報告を実施してください。**

- 保育参観、クラス懇談、個人懇談について、各年2回ずつ実施してください。
- 教室内又は教室前での送迎とし、保護者が保育室の様子や子どもたちの製作物等を確認できるように配慮をしてください。
- ホワイトボードにクラス毎の1日の様子を掲示する、週ごと・クラスごとの保育計画の貼り出し、月ごとのお便り等の手法を活用し、保護者に日中の保育の様子や計画を伝える仕組みを整備してください。
- 保護者から申し出のあった事項（子どもの日々の体調等に関する事項含む）については職員間で迅速な情報共有を行い、必要な対応を行うための仕組みを整備して実施してください。
- 年齢に応じた保育士と保護者との連絡帳（日誌）の交換を現状と同様に継続してください。
- ケガや体調の変化を含め、日中の子どもたちの様子については勤務シフトにかかわらず職員に漏れなく共有できるよう、引き継ぎをしっかりと行ってください。
- 担任保育士だけでなく、すべての職員が子どもたち一人一人の名前や顔を覚え、個性になじみ、積極的に声掛けを行う現在の仕組みを継続してください。
- しっかり叱り、褒めてあげてください。感情に任せた叱責は子どものためにはなりません。
- これまで通り、保護者からの改善要望などの意見を積極的に現場運営に取り入れてください。

## 7.子どもの健康・安全

### ①子どもの健康

打出保育所では毎月の体重計測と隔月の身長計測、年に2回の専門健診を行って子どもの健康管理をしています。保健担当職員は万一来備え、所外保育への同行や行事への参加も行います。嘔吐や発熱時も子どもの様子で判断し、必要であれば保健室にて保育を行いながら保護者と連絡を取り、お迎えを待ってくださいます。感染症の流行期には、保育所全体で管理を行い、流行を最小限にするべく努力して下さっています。

**移管後も保健の専任職員（看護師等の有資格者）を置き、子どもたちの健康管理を柔軟に実施してください。**子どもの急変に対応するべく事故・急病発生時のマニュアルを整備し、全ての職員にAEDの適切な使用や緊急時マニュアルの周知を徹底してください。

- 健診（内科・外科・歯科検診、視力・尿検査）、身体測定、歯磨き指導を実施してください。
- 夏季・冬季期間中の外気温のモニタリング結果による、外遊びの実施・中断の判断を適切に行ってください。
- 熱中症対策（こまめな水分補給・シャワーの実施・園庭のシェードやミストシャワーの利用・保育中のクーラーや扇風機の適切な使用等）には特に注意を払ってください。
- 下見を含めた所外保育での安全対策を実施してください。
- 子ども用のAEDを設置し、定期的な救命救急に関する研修を行ってください。

### ②子どもの安全

打出保育所では毎月、火事や地震、津波、大雨による増水に対する避難行動や、不審者の侵入を想定した退避行動など、現実に即した訓練を行っています。子どもたちには知らせず行う訓練で、子どもたちの安全な誘導方法や声かけ、避難の手順を改めて確認します。また、実際にそういった事態が起こったときは保護者へどう伝えるか、子どもの引き渡しについてなども確認し、訓練のあとには必ずフィードバックを行い、全体だけでなく子どもの個性・成長に合わせた避難行動を検証し、実践的な対処法を蓄積して下さっています。

**マニュアル通りの避難行動を常に同じ人員・時間帯にただこなすだけの避難訓練ではなく、予測できない事態に対応するための実践的な訓練を実施してください。不測の事態に対する日々の備えは、一朝一夕にできるもの**

ではありません。必ず公立職員からの具体的な指導を受けてください。

「芦屋市安全管理マニュアル」に基づく非常災害時訓練を、次のとおり実施してください。

- 火災訓練（毎月）、消火訓練（年 3 回）、地震訓練（年 2 回）、防犯訓練（年 2 回）
- 専用の安全管理マニュアルを作成し、内容については現状の打出保育所の水準を最低限保持してください。

1 歳児クラスの園庭・砂場については、無くしたり転用したりせずに維持してください。施設の改修や建て替えの際も同様の設備を整備計画に含めてください。子ども同士の事故を防ぐためにも必要な設備です。また、施設内や遊具の点検整備、トイレやシャワー、給食設備の衛生管理は徹底して行ってください。

子どもの安全を第一に考え、打出保育所ではパーカー・スカート（スカート付ズボンやスパッツ含む）・ワンピース・飾り付きのヘアゴム使用の禁止、家庭弁当では丸い形状のもの（例：ミニトマトやうずら等）は小さく切って入れること・飾り付きピックを使わないこと等の細かいルールがあります。こういったルールは移管後も周知徹底してください。

## 8.配慮の必要な子どもの受け入れ

公立の保育所では、アレルギーや障がい、被虐待児、外国籍、特定の宗教、親の介護や就労など、さまざまな事情を抱えた家庭が子どもを安心して預けることが出来るように、個々の状況に合わせて対応してくれています。また、多様なクラスメイトが存在することは、子どもたちにとっても互いの違いを知り、尊重しあい、心を育む良い環境となっています。子ども間のトラブルは、子ども自身が理解し納得できるような声かけを保育士が行い、同時に保護者へのフォローもして下さっています。

このような個々の事情について差別も区別もなく、柔軟に対応する体制を維持してください。

## 9.給食・おやつ提供及び食育

打出保育所では、栄養のバランスを考えた給食とおやつが提供され、それを職員に見守られ励まされながら自分のペースで食べることで好き嫌いを克服でき、自信にもつながっています。給食の先生がその様子を見守り、声をかけ、残食を直接確認することで、子どもたちの年齢・個性に見合った量の提供を知り、人気のメニューを栄養士にフィードバックできます。また、自分たちが育てた野菜を目の前で調理してもらって食べたり、カレークッキングやおにぎりの日などで、豊かな食への関心を育んでいます。

移管後も同様に“食べること”を楽しめる質と量、環境を提供してください。

- 保育所の全ての開所日について、児童全員に栄養バランスの取れた手作りの給食及びおやつを提供してください。
- 自園調理とし、全ての開所日において調理師もしくは栄養士の資格を持つ常勤職員を配置してください。
- 栄養士による献立作成を行ってください。
- 認可を受けた教育・保育施設での栄養士実務の経験年数が 1 年以上ある栄養士を 1 名以上配置してください。また、アレルギー除去食の知識、管理経験のある調理師または栄養士を 1 名以上配置してください。
- アレルギー食・離乳食・宗教食などの配慮食に対応してください。
- 移管前に実施していた完全除去食・代替食対応については、当該児童が在籍している間は継続してください。なお、移管前に在籍していた児童が保育を修了した後も、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に基づき対応してください。
- 冷凍食品の使用は移管前の公立保育所の基準に則って決定してください。食材・調味料については安心・安全を最優先としてください。
- 園庭には小さいですが畑があり、子どもたちがお世話をし野菜を育て収穫し、調理員や保育士に調理してもらって食べることをしています。みんなで協力してカレーを作ったり、おやつのおにぎりを自分たちで作ったり、イベント時にはバイキング形式の給食で、“食べられる量”を考えて自分で給食を取って食べたりもしています。子どもが「食」に興味を持つための豊かな体験を継続して行ってください。
- スプーンから箸への移行、箸の使い方や正しい持ち方の指導を引き続き実施してください。